

村山市農業委員会総会会議録（第9回）

1. 期日 令和6年9月13日（金） 午後6時00分～
2. 会場 第1会議室（市役所2階）
3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1） 農業委員の出席者名簿（16名）

—	—	—	—
2 番	結城 正志	11 番	海老名正度
3 番	阿部 憲一	12 番	奥山 金弥
4 番	佐藤 善洋	13 番	高谷 太
5 番	門脇 忠教	14 番	高橋 昭
6 番	下山 勝宏	15 番	齋藤 伊美子
7 番	川田 雅紀	16 番	石山 公己
8 番	原田 浩明	17 番	笹原 泉
9 番	太田 一男	18 番	青柳 篤

（2） 農業委員の欠席者名簿（2名）

1 番	石川 賢也	—	—
10 番	板垣 厚志	—	—

（3） 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

- 議第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）
議第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）
議第47号 村山市農用地利用集積計画について

5. 報 告

- 報第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第27号 非農地証明願について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

- 事務局長 三澤 智之
局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉
農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長

猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後 6 時 00 分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

10 月 9, 10 日開催の農業委員等研修はお疲れ様でした。何事もなく終わってご協力ありがとうございました。研修の内容も非常に良かったと思います。日頃の農業などで活かして頂きたいと思います。

いよいよ今年の稲刈作業も始まり忙しくなってきました。昨年より水稻の出来は良いようですので、収益など期待できるのかと思います。一方、全農概算金の発表を受けて、先ほど中間事業運営協議会を開き、中間管理事業に係る標準賃借料を決めたところです。後で事務局から報告があると思います。ご承知おき下さい。

今後とも稲刈りなど農作業に、ケガのないように励んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、第 9 回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

11 番 海老名 正度 委員、12 番 奥山 金弥 委員 を指名します。

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第 44 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 3 条の許可申請は 64 番から 66 番までの 3 件で、所有権の移転が 3 件となります。地目、面積は、田が 1,441 m²、畑が 2,566 m²、計 4,007 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号64番から66番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(9月4日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第44号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第5条の許可申請は、10番の1件で、田が330㎡になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号10番は、譲受人が「一般住宅」を建築するため、所有権を移転するものです。

市内のアパートに住まいしているご夫婦(譲受人)が、都市計画区域内で小中学校も近く利便性の良い申請地を購入し住宅を建築したいとのことです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域「近隣商業地域」が定められていることから「第3種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の住宅ローン審査結果通知により確認しております。

この案件について、9月4日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 45 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 46 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、9 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 46 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 47 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より

説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 354 番の 1 件で、申請内容は所有権移転となります。
議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、354 番の所有権移転について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 47 号は、原案のとおり可決決定されました。
続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 26 号から報第 27 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 26 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 27 号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 99 番から 122 番までの 24 件です。田が 14,542 m²となります。解約理由は、貸人の都合によるもの 23 件、借り人の都合が 1 件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、25 番から 27 番までの 3 件で台帳地目で畑 5,657 m²です。申請内容

は、20 年以上前から耕作不便により農地として利用されず農地性が失われたものや、法令の理解不足により公衆用道路として利用されてきたものなどです。9 月 4 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

以上、報第 26 号から報第 27 号まで、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 44 号から第 47 号までの 4 件、報告の報第 26 号から第 27 号までの 2 件について、終了します。

終了 午後 6 時 30 分